

高山市歴史文化基本構想(案)

1 基本理念

こどもたちが誇りを持って語ることができるふるさと「飛騨高山」

文化財は、長い歴史の中で生まれ育まれてきた地域の貴重な財産であり、そこに住む人々に精神的な豊かさや誇りを与えるものである。と同時に、今日、私たちが見ている有形無形の文化財は、時代の変遷の中でその時々の人たちが、守り伝える価値を見だし、時代に合わせた形で守ってきたものであることも事実である。

これから文化財の保存活用を推進するためには、まず現在の私たちが、文化財を継承していく価値を見だし、次の世代を担う子どもたちが、誇りを持って語ることのできる文化を残していくことが必要となっている。



2 基本方針

「継承」・「つながり」をキーワードに、豊かな歴史・文化を考える。

(1) 現代の生活に継承されている歴史・文化

- ①時代を超えた継承
- ②時代に合わせた自然な変化への対応

(2) 様々な要素でつながる地域

- ①地域の中でのつながり
- ②市域全体の広域的なつながり



3 計画期間

平成22年度からの計画とし、特に終期を定めない。
ただし、上位計画である高山市総合計画、高山市教育振興基本計画の見直しを行う年度(平成22年度から5年ごと)などについては、これらの変更に伴い修正を行う。



4 文化財保存活用の課題

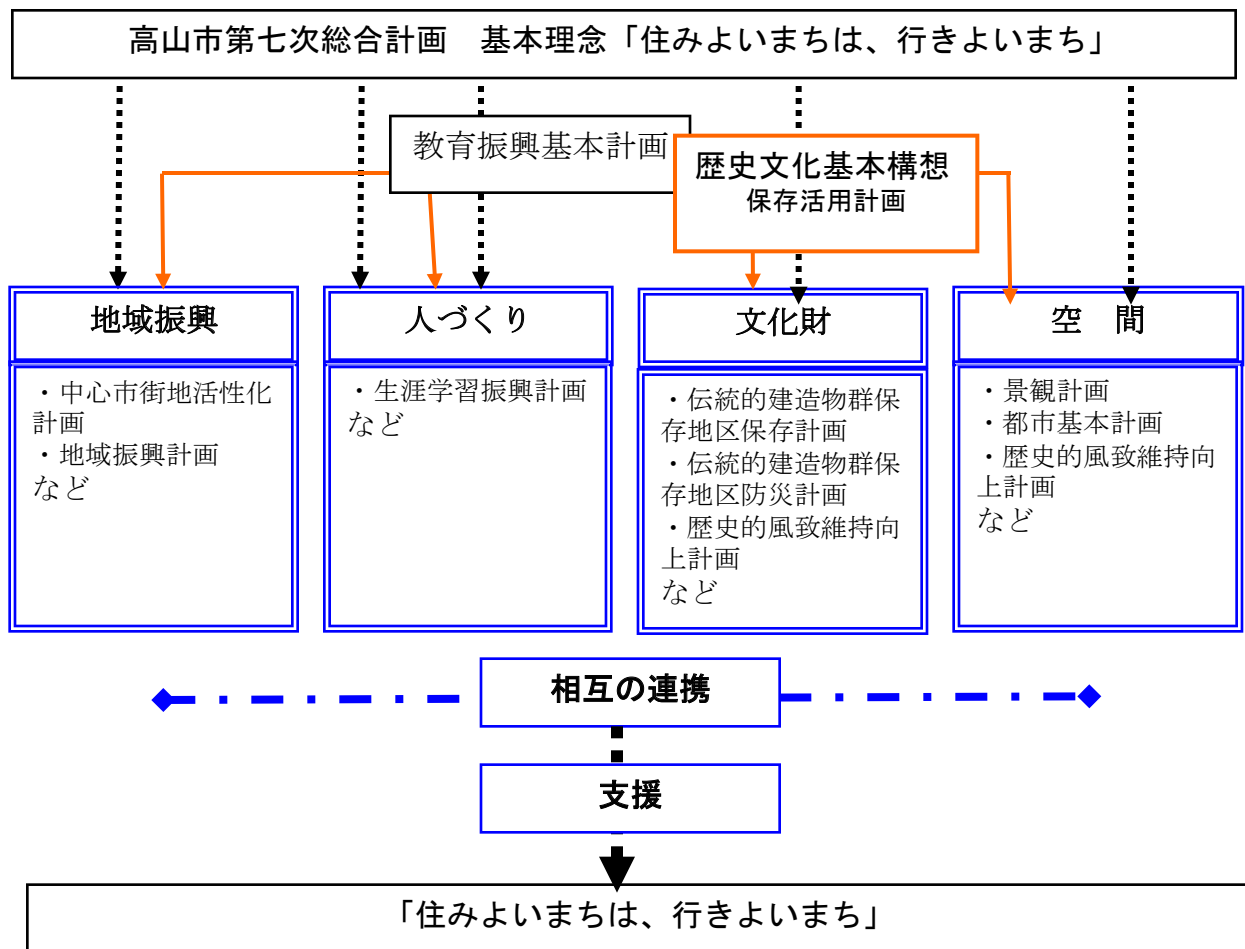
(1) 文化財の継承の課題

- ①伝統文化の継承者の不足
- ②技術の継承者の喪失
- ③文化財継承者の減少
- ④未指定文化財の評価の不足

(2) 文化財の活用への課題

- ①有形無形の一体となった空間の評価
- ②地域の精神的支えとしての文化財の活用
- ③産業振興策と文化財の活用
- ④文化財保存展示施設の活用

5 施策関係図



6 関連文化財群の定義

地域の範囲や歴史的連続性など共通の事項(キーワード)で文化財及びその周辺環境含めて評価し、一体となって歴史・文化を価値付けることのできる文化財等を関連文化財群とする

7 活用の方針

1 文化財の調査に関すること

市街地—歴史街道—農山村・山林の枠組みで文化財を把握し有形無形の文化財が一体となった空間ごとの調査を推進するとともに、市全体の中での各文化財の再評価を検討する。

2 文化財の適切な保管管理に関すること

地縁団体と連携して活動する市民活動団体や技術継承等の人材養成を図る。

3 文化財の修理に関すること

文化財の適切な維持修理を計画的に実施するとともに、住み続け、守り続けられる環境を創出する。

4 適切な文化財の保存環境を整える施設に関すること

文化財の現状を把握する方法の検討や、保存展示施設の位置付けを見直し、文化財展示施設の活用を図ることで適切な保存環境を維持する。

5 文化財の周辺環境の保全に関すること

文化財を取り巻く山林や自然環境などの周辺環境や、新しい建造物などを含め、文化財的価値を評価し一体的に保全を図る。

6 文化財の防災体制に関すること

文化財を保存しながら防災性能を高めるよう、建築規制緩和を検討しながら、周辺環境や社会的環境を加味し、防災性能が上がるような制度的検討を行う。

7 文化財の普及啓発に関すること

教 育 地域に愛着を持ち、住み続け、伝統文化を将来にわたり継承していく人材を育成するため、学校等の教育機関と連携して、市民への普及啓発に努める。

施 設 市域に点在する展示・博物館施設をコア施設、サテライト施設として位置付け、民間施設を含めた施設のネットワーク化により、展示や教育プログラムの開発などについて役割の再構築を行う。

観 光 文化財を見学施設としての視点だけでなく、回遊性や観光行動を誘発するための資源として活用するため、文化財相互の関連性やストーリー性の普及啓発に努める。



城下町

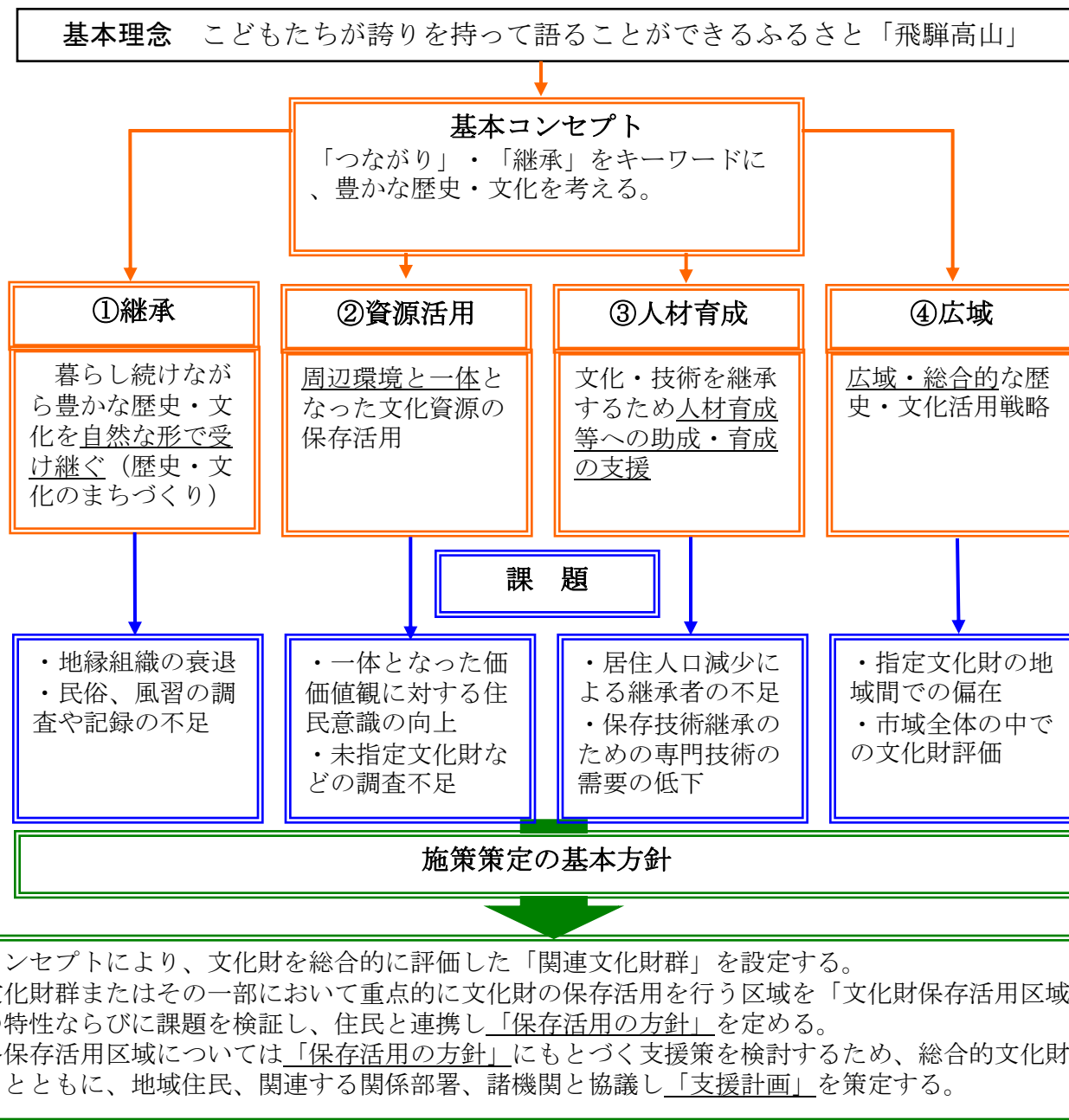


歴史街道



農山村・山林

8 保存活用計画の体系



9 関連文化財群と保存活用区域の関係

(1) 関連文化財群と保存活用区域

高山市における関連文化財群は、基本的に市域全体を「市街地」、「農山村」の枠組みで網羅し、「街道」でつなぎ、この状況が現代まで継承していることを基本に設定されている。そのため、文化財の集積している部分を範囲とするのではなく、文化財を核とした現在まで続く文化空間を想定している。

また、保存活用区域は、現代に継承されている文化財をその持つ文化空間ごと、総合的な視点で価値付けし、それに様々な施策を結びつけ次の世代に継承することを目的にしている。そのため、両者の関係はほぼ同範囲になると想定される。

(2) 歴史まちづくり法の重点区域との関係

高山市は、本構想に先駆けて歴史まちづくり法にもとづく「歴史的風致維持向上計画」を策定し認定を受けている。維持向上計画の目的は、国指定文化財を核に有形無形の文化財とその周辺の歴史的環境を維持向上させることにあり、本構想の掲げる、つながりと継承のための環境形成事業とすることができる。

そのため、歴史的風致維持向上計画において設定した重点区域の範囲「城下町高山」は、本構想のコンセプトを先取りした形で設定されており、文化財が集積した比較的狭い範囲で設定されているため、本構想の保存活用区域とは範囲がほぼ重複すると考えられる。

「城下町高山」重点区域以外の箇所については、今後重点区域の拡大も検討するが、基本的に保存活用区域と歴史的風致維持向上計画における重点区域は同じ範囲になるものと考えている。

(3) 景観計画との関係

景観計画では、市域全域を計画区域として、その中で14箇所の景観重点区域を設定している。これらは歴史的景観の優れた地域のほか、山岳や清流などの自然景観が優れた地域や北アルプスなどの美しい眺望景観に恵まれた地域なども景観重点区域として設定しており、景観重点区域のすべてが本計画による文化財保存活用区域と同範囲になることはない。一方、農村部の景観重点区域は、農山村の歴史的景観を基本として重点区域を設定しているため、農山村関連文化財群の保存活用区域については、これらの景観重点区域と同範囲となることを想定している。